

(報告)外部委託承認制度における
高圧一括受電マンションに係る
年次(停電)点検方法の検討について

平成25年8月8日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. はじめに

【経緯】

今般、需要家の利便性向上を図る観点として外部委託をしている高圧一括受電マンションの年次点検実施方法の見直しに係る要望について、以下の閣議決定がなされた。

【規制改革実施計画】(平成25年6月14日閣議決定)

[事項名]

高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検

[規制改革の内容]

- ①需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者や専門家の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。検討の結果、その実現が困難である場合には、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討し、結論を得る。
- ②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を事業者や専門家の意見を踏まえて明確化する。

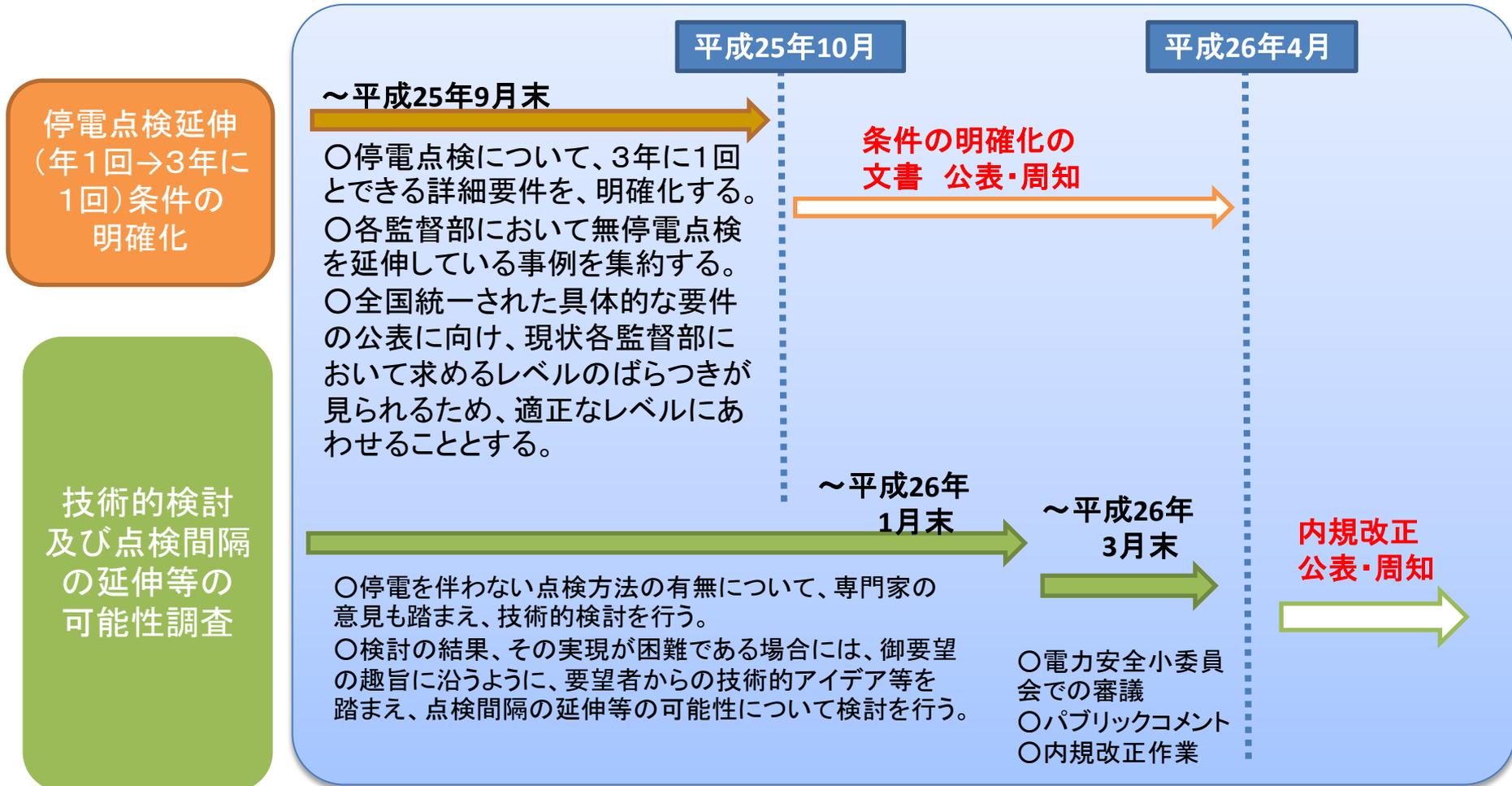
[実施時期]

- ①平成25年度検討・結論、結論を得次第措置、②平成25年上期措置

2. 工程表

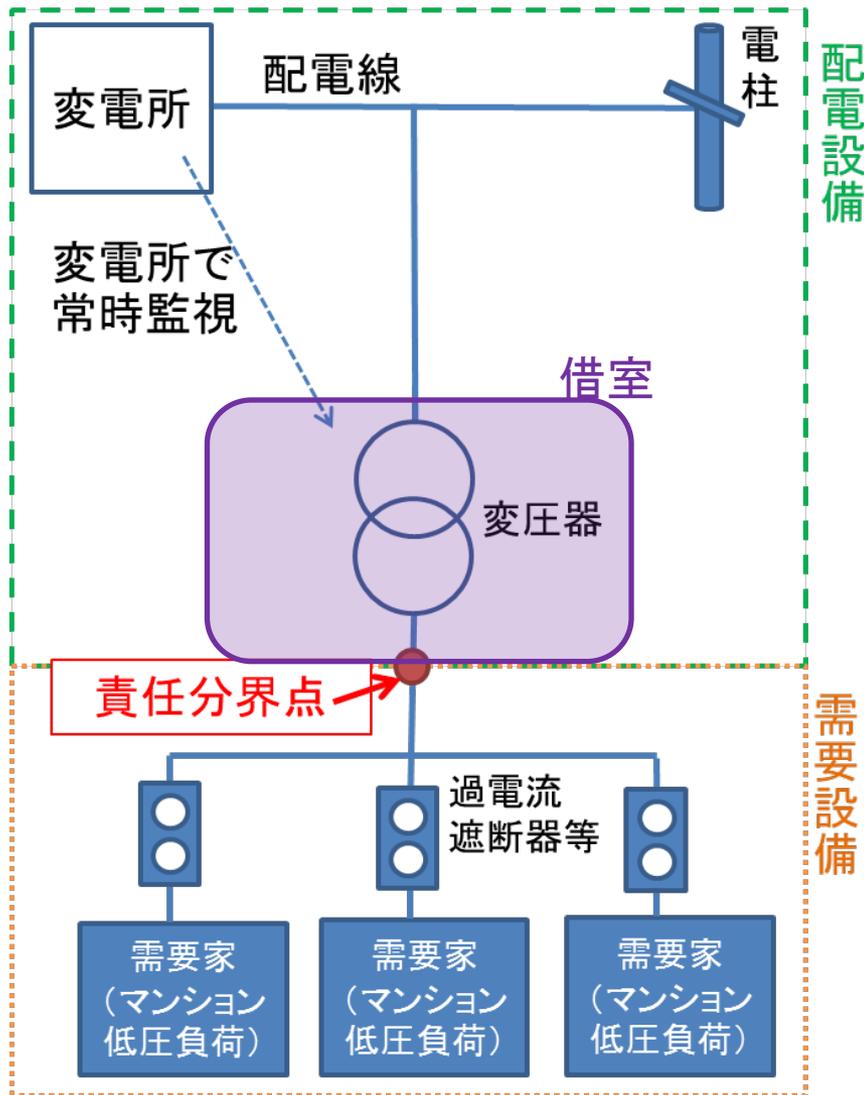
○停電点検の点検間隔を延伸できる要件は定められているが、その要件がわかりにくいとの指摘があることから明確化を行う。

○並行して、停電点検の必要性及び点検間隔の更なる延伸等の可能性について検討する。

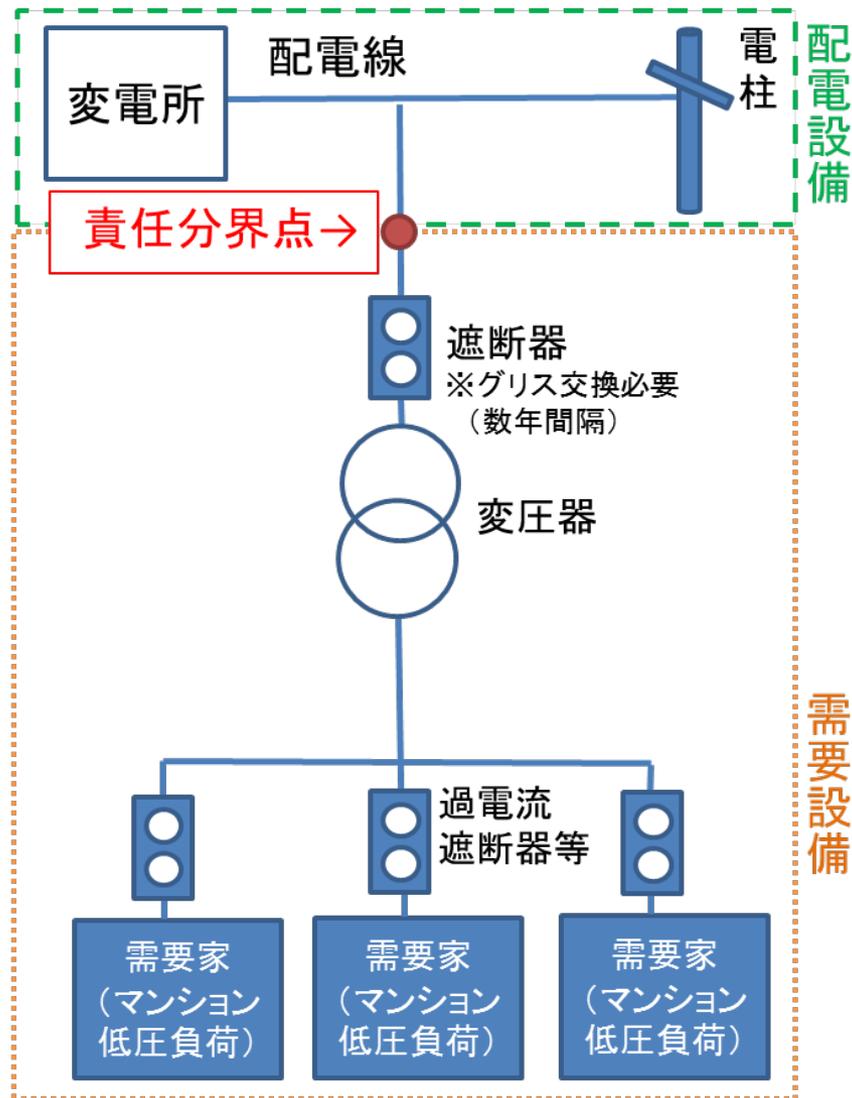


(参考) 電力会社がマンションの借室に設置している配電設備と 高圧一括受電マンションの受電設備

【電力会社設備(借室)】



【自家用受電設備】



	借室(電力会社)	高圧一括受電マンションの受電設備
設備の位置づけ	受電設備ではない(電力会社の配電設備を借室に納めたもの。供給義務など電力流通設備としての規制を受ける。)	受電設備(自らの保安確保及び波及停電事故防止のため、技術基準遵守義務等の規制を受ける。)
事故時の事故電流遮断について	遮断器等の自動動作をする機器を有しておらず、変電所の遮断器を動作させることで危険を除去する。	遮断器(※)(技術基準上必要。)を自動動作させることで遮断し、危険を除去する。 ※メーカーによりグリスを定期的に交換することが固着防止の観点から推奨。その際には停電を伴うことが必要(電気主任技術者を選任している事業場も同様。)
事故・故障時の対応について	速やかに事故点の危険を除去する体制(遮断器の解放等ができています。)	遮断器の不動作時、外部委託の場合、対応に最大2時間かかることがある。